

その他の項目

税額計算以外の必要事項を記入します。

A

提出日・提出先税務署名・納税地・屋号・マイナンバー（個人番号）・氏名

提出日

申告書を提出する年月日を記入します。

提出先税務署名

申告書を提出する税務署名を記入します。

納税地・屋号

申告する事業者の現住所と電話番号、屋号をそれぞれ記入します。

マイナンバー（個人番号）

申告する事業者のマイナンバー（個人番号）を記入します。

税務署で本人確認を行うため、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは、5ページを参照してください。

氏名

申告者の氏名とフリガナを記入し、押印します。

B

課税期間・表題

課税期間

個人事業者の方の課税期間は、原則として暦年（1月1日から12月31日）です。なお、税務署から送付する申告書では、課税期間はあらかじめ印字してあります。

表題

表題のカッコ内に「確定」と記入します。

記載例

自 平成 30 年 1 月 1 日
至 平成 30 年 12 月 31 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の（確定）申告書

C

付記事項

割賦基準・延払基準等・工事進行基準・現金主義会計

特別な売上基準を適用している場合には、該当する売上基準の「有」に○印をつけます。適用していない場合は「無」に○印をつけます。

設例 甲野商店の場合

付記事項	割賦基準の適用	☐	有	☒	無	31
	延払基準等の適用	☐	有	☒	無	32
	工事進行基準の適用	☐	有	☒	無	33
	現金主義会計の適用	☐	有	☒	無	34

D

参考事項

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用

以下に示す課税標準額に対する消費税計算の特例を、売上げの全て、又は一部に適用している場合には、「有」に○印をつけます。適用していない場合は「無」に○印をつけます。

○ 税込価格を基礎として代金決済を行っている場合

代金を領収するたびに、税込価格と、価格に含まれる消費税及び地方消費税相当額（1円未満の端数を処理した金額）を領収書等に明示しており、端数処理後の消費税及び地方消費税相当額の累計額を基に、課税標準額に対する消費税額を計算する方法。

○ 税抜価格を基礎として代金決済を行っている場合

代金を領収するたびに、本体価格と、消費税及び地方消費税相当額とを、区分して領収し、その消費税及び地方消費税相当額の累計額を基に、課税標準額に対する消費税額を計算する方法（旧規則第22条第1項）。

事業区分ごとの課税売上高（税抜き）と売上割合

○ 課税売上高（税抜き）

step.8-1（12ページ）で計算した事業区分ごとの課税売上高（税抜き）を、1,000円未満の端数を四捨五入し、転記します。

○ 売上割合

step.9（12ページ）で計算した事業区分ごとの売上割合を転記します。

特例計算の適用

step.12（14ページ）で、㊦の原則の計算方法により計算した金額（付表5㊦欄の金額）を控除対象仕入税額とした場合は「無」に○印を、㊧、㊨、㊩のいずれかの方法を適用して計算した金額を控除対象仕入税額とした場合は「有」に○印をつけます。

設例 甲野商店の場合

参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用		☐	有	☒	無	35
	区分	課税売上高 (免税売上高を除く) 千円	売上割合%				
	第1種						36
	第2種	22,279		98.7			37
	第3種						38
	第4種	287		1.2			39
	第5種						42
	第6種						43
特例計算適用(令57③)			☒	有	☐	無	40

E ①及び②の内訳

課税標準額

6.3%分欄に申告書①課税標準額を転記します。

消費税額

6.3%分欄に申告書②消費税額を転記します。

※ 旧税率の適用がある場合は、その分の税額を区分して記載します。

設例 甲野商店の場合

①及び②の内訳	区分	課税標準額	消費税額
①及び②の内訳	3 % 分	千円	円
	4 % 分	千円	円
	6.3 % 分	22,566 千円	1,421,658 円

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等

F ①⑦又は①⑧の内訳

6.3%分欄に申告書①⑦欄又は①⑧欄の金額を転記します。

※ 旧税率の適用がある場合は、その分の金額を区分して記載します。
また、申告書①⑦欄の金額を転記する場合には、マイナス表記してください。

設例 甲野商店の場合

①⑦又は①⑧の内訳	区 分	地方消費税の課税標準となる消費税額
	4 % 分	円
	6.3 % 分	284,300 円

G 還付を受けようとする金融機関等

還付申告となる場合（申告書②⑥欄の計算結果がマイナス（負の値）の場合）は、還付金の受取りについて、希望する振込先預貯金口座を記入します。

※ 預貯金口座の口座名義は、**申告者ご本人の氏名のみ**の口座をご利用ください。
以下の場合は振込みできないことがあります。
・預貯金口座名義に、店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合
・名義が旧姓のままである場合

※ 納税管理人の指定をしている場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座となります。

※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

i 銀行等の預金口座の場合

金融機関名、本支店名、預金種類、口座番号を記入します。

ii ゆうちょ銀行の貯金口座の場合

貯金総合通帳の記号番号のみを記入します。

・他の金融機関との振込用の「店名（店番）」、「口座番号」は記入しないでください。
・記号部分と番号部分の間に 1 桁の数字（通帳再発行時に表示される「- 2」などの枝番）がある場合は、その数字の記入は不要です。

記載例 ゆうちょ銀行の貯金口座を指定する場合

還付を受ける金融機関等	※記入不要		銀行	※記入不要	
			金庫・組合	本店・支店	
			農協・漁協	出張所	
				本所・支所	
※記入不要	預金	口座番号	※記入不要		
ゆうちょ銀行の貯金記号番号	1xxxx0-xxxxxxxxxx				
郵便局名等	※記入不要				

※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望する場合には、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

H 税理士法に基づく書面を提出する場合

「税理士法第 30 条に規定する税務代理権限証書」及び「税理士法第 33 条の 2 に規定する計算・審査事項等を記載した添付書面」を提出する場合は、該当する箇所に○印をつけます。

設例 甲野商店の場合

☐	税理士法第 30 条の書面提出有
☐	税理士法第 33 条の 2 の書面提出有

これで申告書は完成しました。次のページで、完成した甲野商店の申告書を確認しましょう。

